

平成 29 年 3 月 日

大洲市長 清 水 裕 様

大洲市総合計画審議会  
会長 井 関 和 彦

## 第 2 次大洲市総合計画の策定について（答申）

平成 27 年 8 月 11 日付 27 大企第 371 号で諮問のありましたこのことについて、大洲市総合計画審議会条例の規定に基づき、慎重に調査、審議を行った結果、概ね適当であると評価いたします。

なお、計画の推進にあたっては、引き続き市民や事業者の理解と協力を得ながら、積極的な市民の参画と行政との協働、また、国・県及び関係機関との緊密な連携のもと、社会情勢の変化に的確に対応されることを要望します。

また、今後の施策の実施にあたっては下記の事項に十分配慮され、事業展開がなされますよう要望します。

## 記

- 1 「第 2 次大洲市総合計画」について市民に周知を図り、その施策の実現とその成果を市民に分かりやすく伝えていくように取り組んでください。
- 2 各施策・事業の実施にあたっては、健全な財政運営を基本とし、主要施策に定める方向性に基づきながら、重点的かつ効率的な事業展開を図るとともに、地域ごとの特性を活かした特色ある事業の実施に努めてください。
- 3 主要施策ごとに設定されている数値目標を随時、調査・確認し、施策の進捗状況を適切に管理しながら、施策や事業の実施内容を適切に見直していくようにしてください。
- 4 本市が未来にわたって“きらめき”続けるためには、人口減少をはじめとした本市が抱える課題の解決に向けて、行政だけでまちづくりに取り組むのではなく、市民や事業者、行政など、それぞれの役割と責任を明らかにした上で、市民や事業者との協働により諸施策を実現するよう取り組んでください。
- 5 水と緑の豊かな自然を有する本市の特徴や魅力、強みを活かした取組を一層強化してください。